

お客さまの「本人確認」について

いつも当金庫をご愛顧いただきましてまことにありがとうございます。

さてお客さまが預金口座の開設や10万円を超える現金によるお振込みをなさる場合等には、金融機関は法令(*)の定めによりお客さまの本人確認をさせていただきます。

お取引の際にお手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

*本人確認が必要とされるのは、平成20年3月1日に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」の定めによります。
また、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(本人確認法)」は同日付で廃止されました。

なお、「犯罪収益移転防止法」施行により、従来からお客様に交付しております書類・パンフレット等に記載しております「本人確認法」は「犯罪収益移転防止法」に読み替えてください。

本人確認書類

「本人確認」とは、口座開設、200万円超の入出金取引、10万円超の現金による振込等の取引に際して、氏名、住所、生年月日等（「本人特定事項」）を確認させていただくことです。下記の書類で確認をさせていただきます。

個人のお客様の場合

- 運転免許証
- 旅券(パスポート)
- 各種年金手帳
- 各種保険の被保険者証
- 外国人登録証明書
- お取引で使用する印鑑に係る印鑑登録証明書 など

(注) 1. 氏名、住所および生年月日が記載されているものに限りです。

2. 「本人確認」ができない場合には、やむを得ずお取引を見合わせていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

法人のお客様の場合

- 登記事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 官公庁から発行・発給された書類 など

(注) 法人の代表者など来店された方につきましても、個人のお客様同様の確認をさせていただきます。

ATMでのお振込みについて

- ・ATMでは、10万円を超える現金の振込は利用いただけません。
- ・10万円超の振込は、窓口での振込か、ATMでのキャッシュカードによる振込を利用ください。但し、ATMでの振込については、本人確認手続きがお済みでない場合には利用いただけません。
- ・ATMでの振込では、信用金庫、都市銀行、地方銀行、信用組合のキャッシュカードも利用いただけます。但し、ATM等の機能によっては、利用いただけない場合があります。
- ・キャッシュカードによる振込は、キャッシュカード発行金融機関設定の金額またはお客様があらかじめ設定された金額の範囲内となります。

お振込み方法		お振込み金額	お振込み	本人確認手続き
現金によるお振込み	窓口	10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。
		10万円超	○	本人確認書類のご提示が必要です。
	ATM	10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。
		10万円超	×	法令上必要とされる本人確認手続きを行うことができないため、お取扱いできません。
キャッシュカードによるお振込み	10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。	
	10万円超			

* 詳しくは、各営業店窓口へお問い合わせください。